

児童扶養手当制度等

福祉課

児童扶養手当制度

対象者

離婚等により父と別生計の児童（18歳に達する日後の最初の3月31日までの間にある者）を養育している母、または養育者等。父が障害者の場合にはご相談ください。

※平成10年8月から未婚の母子の人で、児童が父親に認知を受けた場合も、支給対象となりました。

手当の認定請求期間
離婚等支給要件該当日から5年間。手続もれの場合には正

当な理由を除き、請求権がなくなりしますのでご注意ください。（昭和60年7月31日までの該当者には適用されません）

特別児童扶養手当制度

対象者 20歳未満の障害児を養育している父母、または養育者。

※平成11年7月31日現在の受給者（支給停止も含む）は、9月10日までに現況届をお忘れなく。

問い合わせ

社会福祉係 ☎ 1157

いきいき国民健康保険

退職被保険者に該当していませんか

市民課

国民健康保険の被保険者で被用者年金（厚生年金や共済年金など）を受給中の人は、左の2つの条件に該当すれば「退職被保険者」として、医療機関などでの一部負担金の割合が2割と1割低く押さえられています。

- ①老人保健の受給者でないこと。
 - ②被用者年金加入期間が通算で20年（24か月）以上であること。
- ただし、昭和25年（1950年）以前生まれの場合で、被用者年金加入期間が40歳以降で通算10年（120か月）以上の場合も該当します。

なお、この退職被保険者と同じ世帯の国保被保険者で、所得や年齢等の一定の要件を満たしていれば「退職被扶養被保険者」として、入院の場合に限り、一部負担金の割合が2割（一般被保険者は3割）になります。

年金の受給開始などにより該当する場合は、国保の保険証に添えて、年金の支給開始年月

暮らしに役立つ情報を掲載しています。くわしいことは問い合わせ先へご連絡ください。

全国消費実態調査

9月・10月・11月

国や地方公共団体などの行う社会・経済施策の貴重な資料となります。

ご協力をお願いします

問い合わせ

企画財政課企画統計係
☎ 1116

黙とうをささげましょう

原爆死没者のごめい福と
恒久平和を祈って

昭和20年8月6日広島市に、続いて9日長崎市に原爆が投下され、多くの尊い人命が失われました。

この原爆死没者のごめい福と世界恒久平和の確立を祈念して、原爆投下時刻から一分間の黙とうをささげましょう。

日時

8月6日(金) 午前8時15分
8月9日(月) 午前11時2分

戦没者、戦災死没者のごめい福を祈って

8月15日(日)、日本武道館において全国戦没者追悼式が行われます。式典では、戦没者、戦災死没者のごめい福と世界平和を祈念して、正午から一分間の黙とうを行いますので、市民の皆様のご協力をお願いします。

なお、当日は市役所と各出張所に半旗の掲揚をします。

中小企業家の皆様！ 「コンピュータ西暦2000年問題」は大丈夫？

無料相談窓口

専門家を常駐させ、フリーダイヤルによる無料相談

山口県商工情報センター

☎ 0120-200-451

中小企業制度融資「新産業育成資金」

金利 2.2%/年

保証料率 0.65%/年

融資期間 設備資金10年以内
運転資金5年以内

限度額 7,000万円

山口県中小企業課金融係

☎ 0839-33188

低廉なリース及び割賦販売

山口県中小企業振興公社

☎ 0839-2317